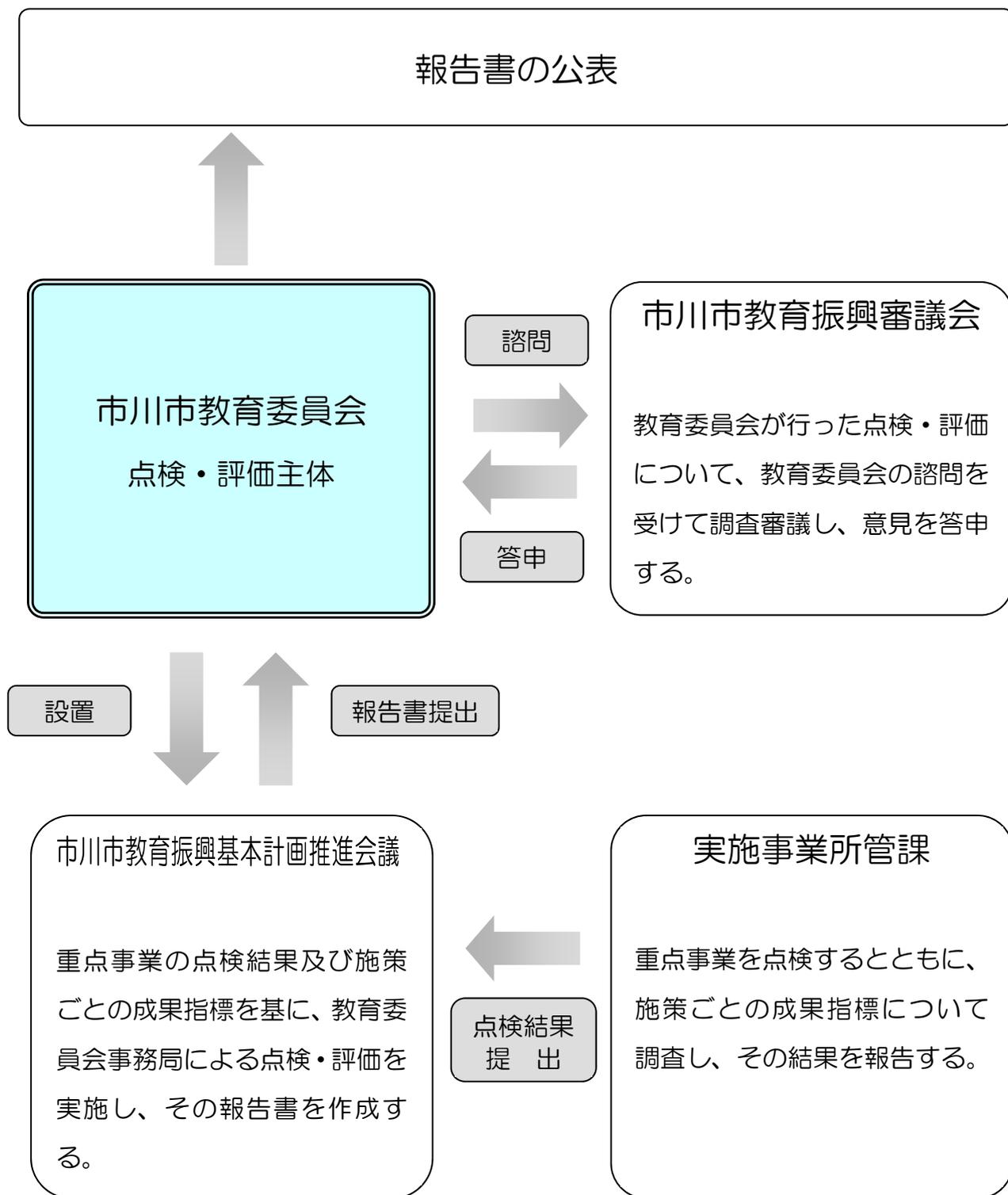


5 資料

1 点検・評価体制



2 市川市教育振興審議会について

(1) 設置根拠

市川市教育振興審議会条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
- (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3～5（略）

第5条～第9条（略）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2（略）

《中略》

附 則（平成29年3月16日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 委員（臨時委員を除く）

選出区分	氏 名	職業等
学識経験を有する者 （第1号委員）	天笠 茂	千葉大学教授
	田中 孝一	川村学園女子大学教授
	渡邊 智子	千葉県立保健医療大学教授
	前田 泰弘	和洋女子大学教授
学校教育の関係者 （第2号委員）	大嶋 章一	前市川市立第八中学校校長
	齊藤 雅代	市川市立大洲幼稚園園長
幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者（第3号委員）	晒科 里美	市川市立須和田の丘支援学校保護者
	湯浅 国匡	市川市立第四中学校保護者
地域における教育の向上に資する活動を行う者（第4号委員）	角谷 好枝	コミュニティクラブ推進会議委員
	中村 ふじ江	前市川市教育委員会委員

3 審議会への諮問及び答申

(1) 諮問書

市川第 20170424-0127 号

平成 29 年 5 月 15 日

市川市教育振興審議会

会 長 天笠 茂 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸 恵



平成 28 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価について（諮問）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 26 条第 1 項の規定に基づく平成 28 年度の教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等を行うに当たり、同条
第 2 項の規定に基づき、教育委員会が実施した当該点検及び評価（別添諮問
資料）について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

平成29年5月22日

市川市教育委員会
教育長 田中 庸 恵 様

市川市教育振興審議会
会 長 天 笠 茂

平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価について（答申）

平成29年5月15日付け市川第20170424-0127号で市川市教育振興審
議会に諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結
果、次のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第2条の規定
に基づき答申いたします。

記

答 申 教育委員会が行った点検及び評価は、妥当である。

ただし、次に掲げる施策については、再考されたい。

1 施策1-4-2 情報教育の推進

また、点検及び評価の結果に関する報告書の成果指標については、
以下の事項に留意されたい。

- 1 点検及び評価を行う目的が、市民への説明責任を果たし、本市教
育の一層の推進を図ることにあることから、評価の内容が市民に正
確に伝わるよう、成果指標の表し方等に留意すること

1 審議経過

本審議会は、平成29年5月15日、教育委員会から「平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」諮問を受けた。

この諮問は、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条第1項の規定に基づく平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会自らが行った点検及び評価について、当審議会の意見を求めたものである。

教育委員会が行った点検及び評価については、その結果を取りまとめた「教育委員会点検・評価報告書」の提示を受けたところであるが、その方法は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めた市川市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第2期市川市教育振興基本計画」（平成26年1月策定）を対象として、平成28年度重点事業を所管する課等が当該重点事業の点検を行った上、教育委員会事務局が点検及び評価を行い、その後、教育委員会による点検及び評価が行われたものであり、適切であると評価した。

そこで、当審議会における調査審議は、「教育委員会点検・評価報告書（案）」に記載された点検結果及び施策の評価を基に、教育委員会が行った点検及び評価が妥当であるか否かを調査審議するとともに、今後の施策の推進に関する意見を取りまとめることとした。

そして、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

2 答申理由

本答申のうち、施策の評価について、再考を求める理由は以下のとおりである。

(1) 基本的方向1 子どもの姿

① 施策1-4-2 情報教育の推進

成果指標の現状値が、それぞれ目標値に近い値を示していることは理解できるが、近年の急速な情報化の進展を考慮すると、本市の情報教育をより一層推進するためには、ソフト面の教育内容だけでなく、ハード面の教育環境についても一体的に整備する必要がある。

したがって、今後の対応にその視点を付記することが適当である。

(2) 点検及び評価の結果に関する報告書の成果指標に関する配慮

教育委員会は、地教行法第26条第1項の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

これは、市民への説明責任を果たし、教育の一層の推進を図ることを目的としている。

したがって、公表することとなる点検・評価報告書の内容について、市民への説明責任を十分に果たすため、評価の内容が市民に正確に伝わるよう、成果指標に補足データや必要な注記を加えるなど、その表し方等に留意されたい。

3 今後の施策の推進に関する提言

(1) 基本的方向1 子どもの姿

① 施策1-1-3 道徳教育の充実

当該施策の課題や成果を捉えるために、現在2つの成果指標が設定されているが、平成30年度から「特別の教科 道徳」が始まることも考慮し、子どもの道徳性がどう培われているのかという本質的な部分をより多面的に捉えるための成果指標を検討していただきたい。

② 施策1-1-5 読書教育の推進

当該施策のように、予算の投入と施策の評価が関連する施策については、政策的な仮説を立てて成果指標とつなげながら施策を評価することも可能である。貴市においても、意図的・意識的にこの取り組みを試みていただきたい。

③ 施策1-2-1 確かな学力を育成する取り組みの推進

校内塾・まなびくらぶ事業は、市内の公立小・中・義務教育学校全校で実施されているが、学校現場では、取組状況に格差があることや学校間の情報共有が図られていないなどの課題が認識されているところである。

各学校が、配当予算を十分に活用し、よりよい事業運営を行うことができるよう、教育委員会として改善を図られたい。

④ 施策1-4-3 キャリア教育の推進

将来なりたい職業については、今ある職業がなくなり、誰も考え付かなかったような職業が増えてきたりしている中で、キャリア教育の在り方が、従来の仕事観や職業観では済まなくなっている状況がある。

今後、国や県の動向などを見ながら、新たな視点を付け加えていく必要も出てくると考えられるので、留意していただきたい。

(2) 基本的方向2 家庭・学校・地域の姿

① 施策2-2-4 教職員が子どもと向き合う時間の拡大

当該施策の成果と現状・課題を捉えるために、「向き合う時間が従来よりも拡大されたかどうか」について、現在の成果指標以外にどのような成果指標があるか、その調査手法も合わせて検討していただきたい。

② 施策2-4-2 家庭・地域と連携した学校の活性化

学校運営協議会の設置を進めるに当たっては、市民の方々がどれほど理解を示して学校を支えていくのか、学校と先生方と一緒に作っていくのかという観点から、市民の方々に向けた情報提供などの方策を検討していただきたい。

また、学校評議員制度及び学校運営協議会制度を通して学校運営に参画する方々に調査を実施することで、当該施策の課題把握や施策の推進に向けた雰囲気作りができると考えられることから、このことについて検討していただきたい。

(3) 基本的方向3 市川の教育の姿

① 施策3-3-1 子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取り組みの推進

これまでも、学校が家庭や地域と協力するとともに、関係機関と連携して交通安全対策や不審者対策に取り組んでいることと理解しているが、近年、子どもを取り巻く環境の中で全国的に多くの事件事故が発生していることから、子どもの安全・安心を確保するために、より一層の取り組みをお願いしたい。

以上

市川市教育振興審議会

会 長	天笠	茂
副会長	大嶋	章一
委 員	田中	孝一
委 員	渡邊	智子
委 員	前田	泰弘
委 員	齊藤	雅代
委 員	湯淺	国匡
委 員	晒科	里美
委 員	角谷	好枝
委 員	中村	ふじ江

4 点検・評価の経過

年 月 日	概 要
平成29年3・4月	教育委員会事務局の各部各課が、重点事業について点検するとともに、施策ごとの成果指標の調査を実施
4月14日	市川市教育振興基本計画推進会議※が、重点事業の点検及び施策の評価を実施
5月10日	教育委員会が、推進会議が作成した報告書を基に、点検・評価を実施し、市川市教育振興審議会への諮問を決定
5月15日	同審議会が、教育委員会の諮問を受けて、調査審議を実施
5月22日	同審議会が、教育委員会の点検・評価結果について、意見を答申
6月 1日	教育委員会が、同審議会の答申を踏まえ、最終的な点検・評価を実施

※市川市教育振興基本計画推進会議…市川市教育振興基本計画の進行管理及び見直しを円滑に進めるために、教育委員会事務局内に設置された会議組織。教育次長を議長とし、教育委員会事務局各部の部長・次長・筆頭課長及び教育政策課長で組織される。